

# 外国人技能実習生の実習実施者に対する 監督指導、送検等の状況

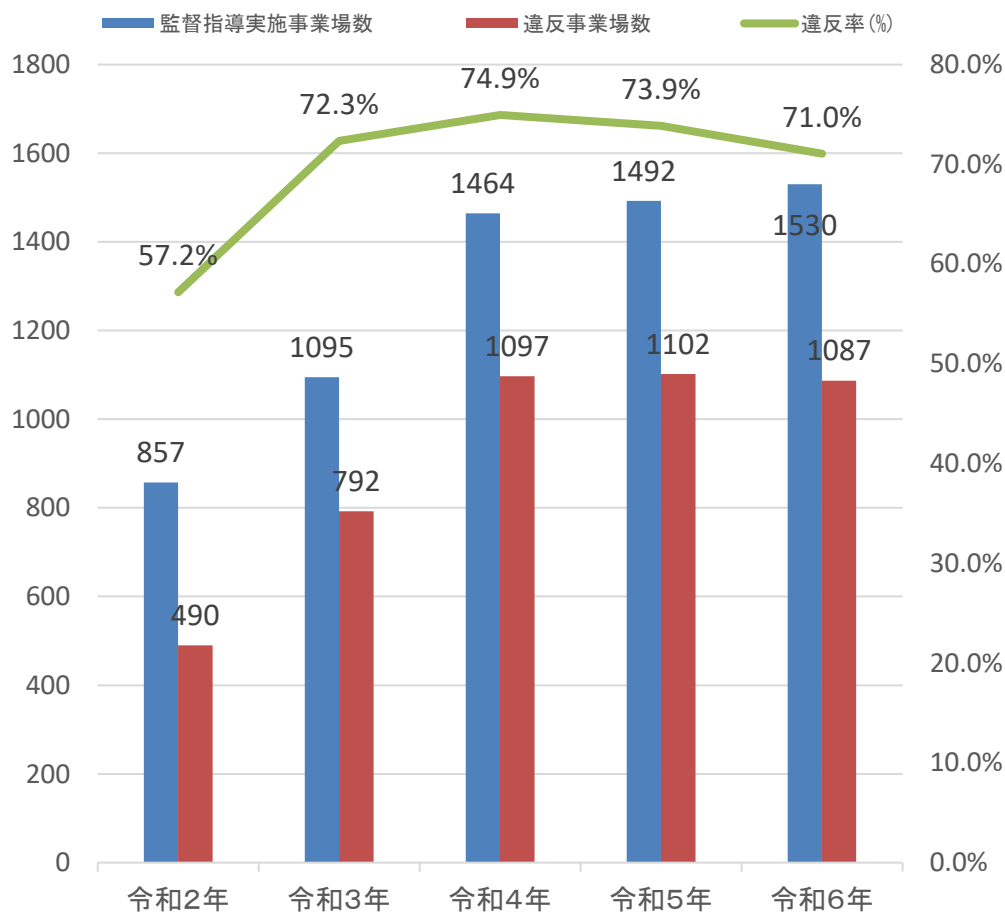
令和8年6月11日

大阪労働局労働基準部監督課

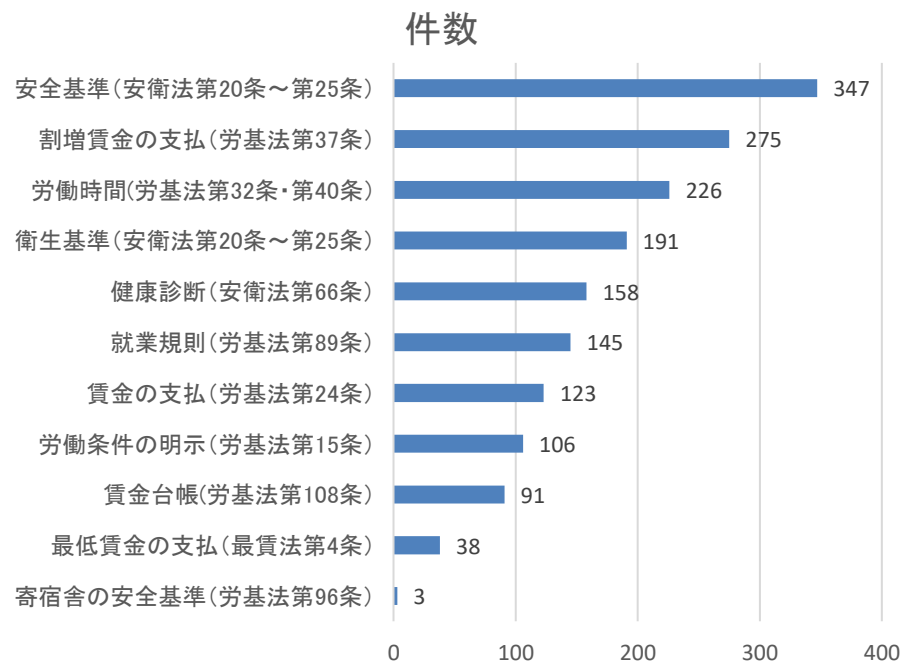
# 1 技能実習生に係る監督指導状況

(1) 関西地区の労働基準監督機関において、令和6年1年間で、実習実施者に対して1,530件の監督指導を実施し、その71.0%に当たる1,087件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 令和6年における主な違反事項は、①使用する機械に対する講ずべき措置などの安全基準 (347件)、②割増賃金の支払 (275件)、③労働時間 (226件)、④化学物質に対する健康障害を防止するための措置などの衛生基準 (191件)、⑤健康診断 (158件) の順に多かった。



1 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 法令名の略記は次のとおり。  
 労基法：労働基準法  
 安衛法：労働安全衛生法  
 最賃法：最低賃金法

### (3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例1

##### 技能実習生の労働災害が発生した事業場に対して外国人技能実習機構と合同監督指導・調査を実施

###### 概要

■ 建築用鉄骨の加工・組立を行う事業場で、技能実習生が天井クレーンを使って鉄骨を作業台に移動させた際に、玉掛用具（クランプ）が鉄骨に引っ掛かり、鉄骨のバランスが崩れて作業台から落ち、作業をしていた技能実習生の足に激突し、負傷した。

外国人技能実習機構と合同監督指導・調査の結果、作業をしていた技能実習生は、クレーン運転と玉掛作業の資格は取得していなかった。

###### 指導内容

■ 技能実習生に対しクレーン運転と玉掛作業に必要な資格を取得させるよう指導した。

###### 指導事項

労働安全衛生法第59条第3項  
労働安全衛生規則第36条第15号  
（クレーン運転の資格）  
労働安全衛生法第61条第1項  
労働安全衛生法施行令第20条第16号  
（玉掛作業の資格）

###### 指導の結果

■ 技能実習生に必要な資格を取得させた。

#### 事例2

##### 外国人技能実習機構からの情報提供を端緒に監督指導を実施

###### 概要

■ 外国人技能実習機構から、食料品製造業の事業場で、労使協定（時間外労働・休日労働に関する協定：通称「36協定」）の限度時間を超過する時間外労働があるとの情報提供があった。

調査の結果、技能実習生、特定技能外国人を含む複数の外国人労働者に対し、36協定の限度時間を大幅に超過する時間外労働が行われていた。また、勤怠管理時間を15分単位で四捨五入し、更衣時間を除外するなど労働時間が適正に把握されておらず、割増賃金も不足していた。

###### 指導内容

■ 時間外労働時間の削減及び労働時間を適切に管理し、法定労働時間（1日8時間、週40時間）超の時間外労働時間を算定して不払いの割増賃金を支払うことについて指導した。

###### 指導事項

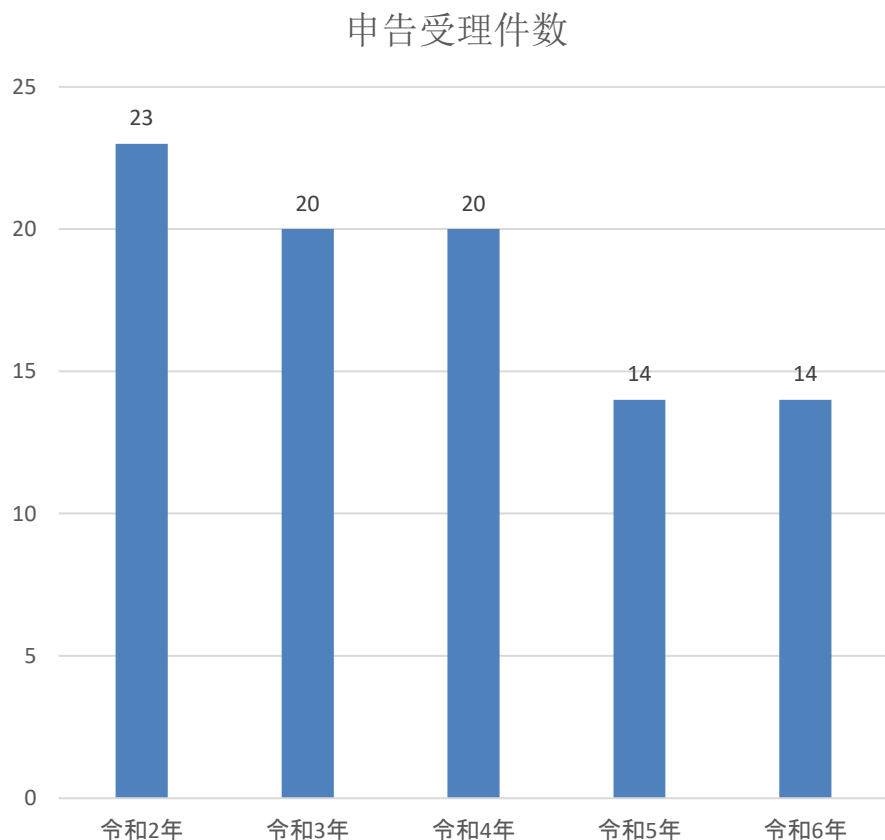
労働基準法第32条  
（36協定限度時間内の時間外労働）  
労働基準法第37条第1項  
（時間外労働の割増賃金）

###### 指導の結果

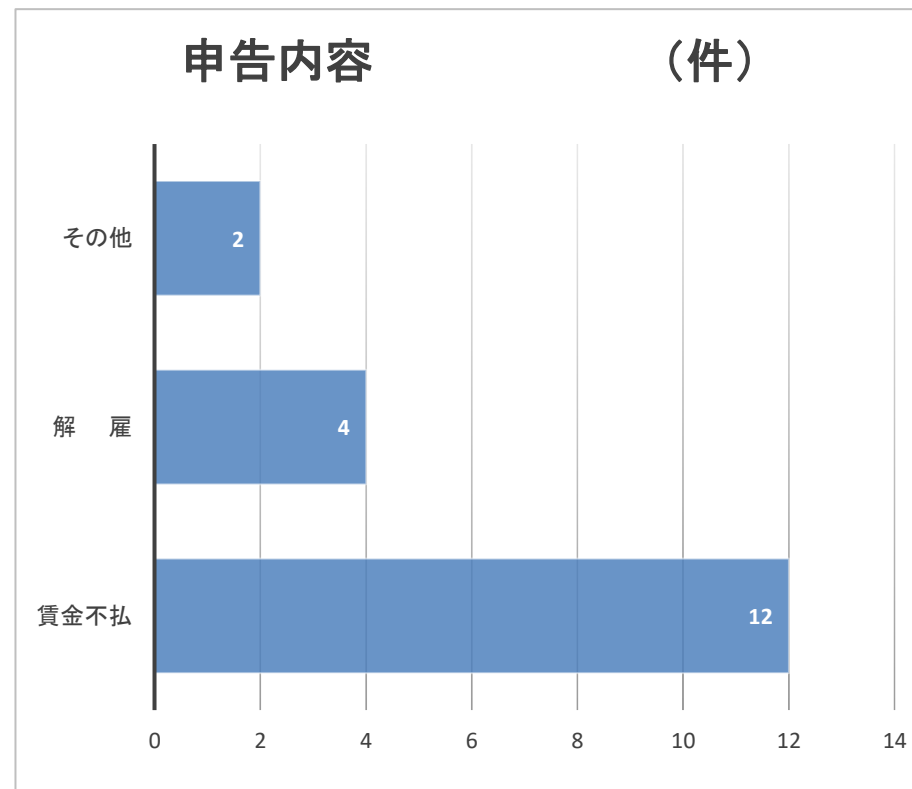
■ 機械化による作業効率化などに取り組み、時間外労働を削減するとともに、労働時間管理の適正化を進め、不払いの割増賃金が支払われた。

## 2 技能実習生に係る申告状況

(1) 令和6年1年間に、技能実習生から関西地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は14件で、前年と同数であった。



(2) 令和6年の申告内容は、賃金・割増賃金の不払が最も多く12件であった。



注 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

## 事例1

特定技能外国人の賃金不払及び割増賃金不払に係る申告に対して出入国在留管理局と合同監督指導・監査を実施

### 概要

- 社会福祉施設で勤務していた2人の特定技能外国人から、退職を申し出たら、ビザ取得費用を賃金から控除されたこと、このほかにも割増賃金の一部に不払いがあることについて、申告があった。
- 出入国在留管理局と合同監督指導・監査を実施。雇用契約書には、期間内に退職した場合はビザ取得費用を返還させる旨の記載があったが、金銭消費貸借契約は締結されておらず、ビザ取得費用の負担すべき者の取り決めがない等の事情があり、実質的に労働契約の不履行に対する違約金に該当すると認められた。

また、割増賃金の算定方法の誤りによる不払い等の問題が認められた。

### 指導内容

- 労働契約の不履行について、違約金を定めないようにすること及び賃金から控除したビザ取得費用等の返還、割増賃金の不足額を支払うよう是正勧告した。

### 指導事項

労働基準法第16条違反（賠償予定の禁止）  
労働基準法第24条違反（賃金の支払）  
労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）等

### 指導の結果

- 2人の特定技能外国人に対し、不払いの賃金及び割増賃金が支払われ、権利救済が図られた。

## 事例2

技能実習生の解雇予告手当不払に係る申告に基づき、監督指導を実施。

### 概要

- 技能実習生から、即時解雇されたにもかかわらず、平均賃金30日以上以上の解雇予告手当が支払われないとの申告があった。
- 即時解雇をしたのに解雇予告手当を支払っていないことが認められた。

### 指導内容

- 平均賃金30日以上以上の解雇予告手当を支払うよう是正勧告した。

### 指導事項

労働基準法第20条違反（即日解雇）

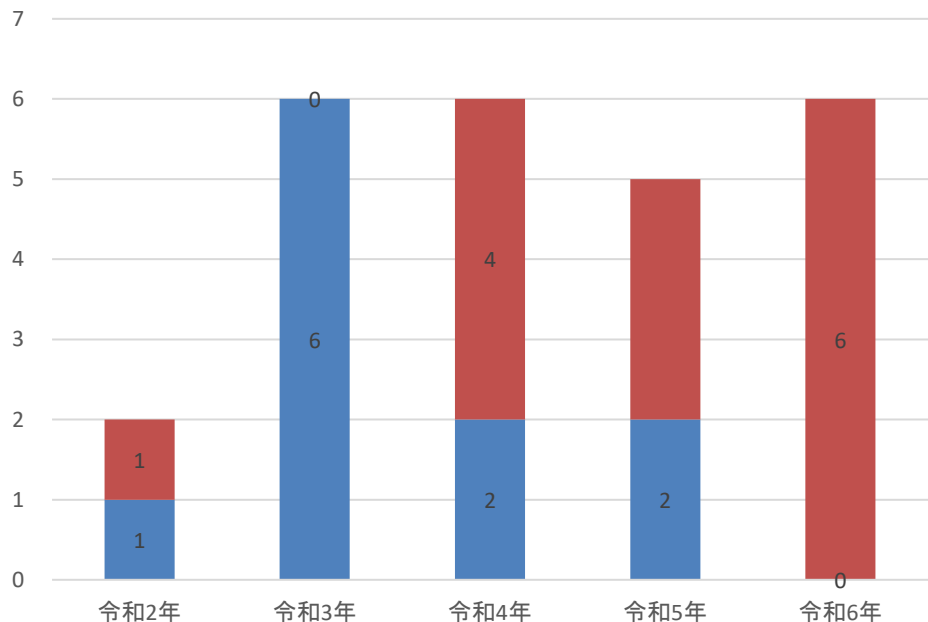
### 指導結果

- 解雇予告手当が支払われ、権利救済が図られた。

### 3 外国人労働者に係る送検状況

- (1) 外国人労働者に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、令和6年1年間に、関西地区の労働基準監督機関が送検した件数は6件であった。

過去5年間の送検件数の推移



■労働基準法・最低賃金法違反 ■労働安全衛生法違反

- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例1

特定技能外国人が被災した労働災害において、機械の掃除の場合に運転停止を行わなかった疑いで送検

#### 概要

■ 食料品の製造を営む工場において、特定技能外国人が製造ラインのベルトコンベヤーの清掃を行っていたところ、ベルトコンベヤーの下部に設置された回転軸に腕を巻き込まれ、負傷するという労働災害が発生した。調査の結果、労働災害防止に必要な安全対策が講じられていないことが判明したため、捜査に着手した。

#### 被疑事実

- 事業者（法人）及び工場長  
搬送用機械の掃除を行わせるに当たり、回転軸に身体の一部を挟まれるなどして労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同機械の運転を停止させず、もって機械、器具その他の設備による危険を防止するために必要な措置を講じていなかったもの。

#### 違反条文

労働安全衛生法第20条第1号  
労働安全衛生規則第107条第1項

## 4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

(1) 技能実習生等の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構（以下「出入国管理機関等」という。）との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

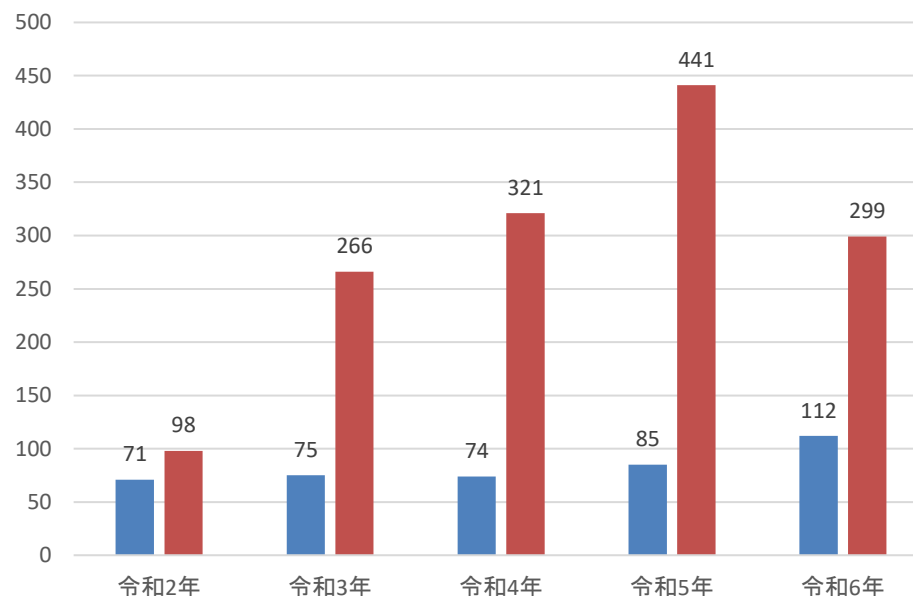
(2) 令和6年1年間に、関西地区の労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は112件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報した件数は299件（※2）であった。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関において実習実施者を調査した結果、技能実習生等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。  
また、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

過去5年間の通報件数の推移



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報  
■ 出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報